

をなんきたりける、其馬に打のりてひじりの許へ行けるを、馬主追て來けり、猿かねて其心を得て、人ばなれの山のそば野中などを來ければ、馬ぬしも見あはで人々に問ければ、其山のそば其野の中をこそ、十四五ばかりなる童、其色の馬にのりて行つれと對へければ、其道にかゝりて追て行に、はやく馬主のこざりけるさきに、此さるひじりの許に來て、馬つなぎて何とかいふらんひじりに向ひて、さまんくにくどきごとをしける、折ふし馬主追て來けり、上人此次第を有のまに始よりかたりて猿を見せければ、馬ぬしかく程のふしぎにて候はん、いかでか此馬返し給候べき、畜生だにも妙法經の助成の志候て、かゝるふしぎを仕候に、まして人倫の身にて、などか結縁したてまつらざらん、速に此馬を法花經に奉るべしといひて歸りにけり、なさけある馬主なり、此事更にうきたる事にあらず、まさしく其様見たりしとてかたり申人侍り、此事は、畠山庄司次郎がうたれし年の事になん侍ける、建仁二年壬戌年也

〔後鳥羽院御記〕建仁二年四月廿二日丙辰、抑今朝召前中納言教成之猿丸見之、總三疋、父母子於教成家令生子云々、飼猿生子事、尤希代事云々、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕承久四年の夏の頃、武田太郎信光、駿河國淺間のすそにて狩をしけるに、むら猿を町中へ追出して、面々に射けるに、三疋を殺し、三疋をば生取にしてけり、其猿共を家に歸りて、いけ猿をばつなぎて、其前に死にたる猿共おきたりけるに、一疋の猿死にたる猿をつくづくとまもりて、其猿にひしといだき付、やがて是も死にけり、おのが妻などにて有けるにこそ、むざんなりける事なり、召人にて武田があづかりたる、其狩にぐせられて、まさしく見たりしとてかたりしなり、

又同五郎信正が狩をしけるに、大なる猿を一疋木に追のぼせて射殺さんとしけるに、其猿指をさして物ををしふる體なり、人心を得ずあやしみて、さうなくも射殺さで、まばし見ゐたるに、猶